

第六十一回国会 衆議院 地方行政委員会 議録 第十号

昭和四十四年三月七日(金曜日)

午前十時三十四分開議

出席委員

委員長 鹿野 彦吉君

理事 大石 八治君

理事 古屋 亨君

理事 保岡 武久君

理事 山本弥之助君

理事 青木 正久君

理事 岡崎 英城君

理事 桂木 鉄夫君

理事 齋藤 寿夫君

理事 山口シヅエ君

理事 太田 一夫君

理事 河上 民雄君

理事 依田 圭五君

理事 小濱 新次君

出席政府委員

自治政務次官 砂田 重民君

自治省行政局長 長野 士郎君

委員外の出席者

総理府特別地域連絡局参事官 加藤 泰守君

農林省蚕糸園芸局総務課長 山下 一郎君

農林水産技術会議事務局研究参事官 川井 一之君

水産庁調査研究部調査官 林 知夫君

運輸省海運局参事官 須賀貞之助君

自治省行政局振興課長 遠藤 文夫君

専 門 員 越村安太郎君

三月七日

委員桂木鉄夫君及び河上民雄君辞任につき、そ

第一類第二号 地方行政委員会議録第十号 昭和四十四年三月七日

の補欠として小淵恵三君及び川崎寛治君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員小淵恵三君及び川崎寛治君辞任につき、その補欠として桂木鉄夫君及び河上民雄君が議長の指名で委員に選任された。

三月六日

地方公務員法の一部を改正する法律案反対に関する請願(安宅常彦君紹介)(第一五八六号)

同(石田有全君紹介)(第一五八七号)

同(稻村隆一君紹介)(第一五八八号)

同(小川三男君紹介)(第一五八九号)

同(大柴滋夫君紹介)(第一五九〇号)

同(岡本隆一君紹介)(第一五九一号)

同(川崎寛治君紹介)(第一五九二号)

同(川村雄義君紹介)(第一五九三号)

同(河上民雄君紹介)(第一五九四号)

同(佐藤觀次郎君紹介)(第一五九五号)

同(只松祐治君紹介)(第一五九六号)

同(中井徳次郎君紹介)(第一五九七号)

同(中村重光君紹介)(第一五九八号)

同(長谷川正三君紹介)(第一五九九号)

同(堀島雄君紹介)(第一六〇〇号)

同(三木喜夫君紹介)(第一六〇一号)

同(村山喜一君紹介)(第一六〇二号)

同(森義親君紹介)(第一六〇三号)

同(森本靖君紹介)(第一六〇四号)

同(久保田鶴松君紹介)(第一六〇五号)

同(井上普方君紹介)(第一六〇七号)

同(石野久男君紹介)(第一六〇八号)

同(伊賀定盛君紹介)(第一六〇九号)

同(猪俣浩三君紹介)(第一六一〇号)

同(石橋政嗣君紹介)(第一六一一号)

同(板川正吾君紹介)(第一六一二号)

同(枝村要作君紹介)(第一六八三号)

同(太田一夫君紹介)(第一六八四号)

同(唐橋東君紹介)(第一六八五号)

同(木原実君紹介)(第一六八六号)

同(栗林三郎君紹介)(第一六八七号)

同(小林信一君紹介)(第一六八八号)

同(神門至馬夫君紹介)(第一六八九号)

同(佐々栄三郎君紹介)(第一六九〇号)

同(下平正一君紹介)(第一六九一号)

同(中谷鉄也君紹介)(第一六九二号)

同(浜田光人君紹介)(第一六九三号)

同(柳田秀一君紹介)(第一六九四号)

同(依田圭五君紹介)(第一六九五号)

同(井上泉君紹介)(第一七三三号)

同(大原亨君紹介)(第一七三九号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第一七四〇号)

同(華山親義君紹介)(第一七四一号)

同(広瀬秀吉君紹介)(第一七四二号)

同居表示に関する請願(林百郎君紹介)(第一六七六号)

同(田畑金光君紹介)(第一七四三号)

同(田畑金光君紹介)(第一七四三号)

同(田畑金光君紹介)(第一七四三号)

同(田畑金光君紹介)(第一七四三号)

同(田畑金光君紹介)(第一七四三号)

同(田畑金光君紹介)(第一七四三号)

同(田畑金光君紹介)(第一七四三号)

同(田畑金光君紹介)(第一七四三号)

同(田畑金光君紹介)(第一七四三号)

同(田畑金光君紹介)(第一七四三号)

同(田畑金光君紹介)(第一七四三号)

同(田畑金光君紹介)(第一七四三号)

同(田畑金光君紹介)(第一七四三号)

同(田畑金光君紹介)(第一七四三号)

同(田畑金光君紹介)(第一七四三号)

同(田畑金光君紹介)(第一七四三号)

同(田畑金光君紹介)(第一七四三号)

同(田畑金光君紹介)(第一七四三号)

同(田畑金光君紹介)(第一七四三号)

同(田畑金光君紹介)(第一七四三号)

地方税における青色事業専従者完全給与制実施に関する陳情書(夕張市議会議長岡山君)(第一九四号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

奄美群島振興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二号)

○鹿野委員長 これより会議を開きます。

奄美群島振興特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。井岡大治君。

○井岡委員 きょう、振興計画の内容の第二条と六条の関係で、六条の二項の「奄美群島における産業振興のため必要な試験研究施設の整備事業」これをどういうふうにしたか、こういう私のお尋ねに対して、長野さんは、農林水産、土地改良、蚕糸、こういうふうなものをやったというふうにお答えいただいたのですが、間違いありません。

○長野政府委員 どういう試験研究機関があるかというふうなお尋ねを思っています。いま奄美群島にございます主として県の試験研究機関でございますが、それを申し上げたわけでございますが、御指摘になりましたように、奄美群島の試験研究施設の整備につきまして、復興事業、振興事業両方で施設整備を行なっている状況を簡単に御説明申し上げますと、農業試験場の大島支場というのがございますが、これは復興事業におきまして土地の購入、それから一般施設、試験用の施設、土地改良等を行ない、さらに振興事業におきまして機械化農業センター、家畜飼育経営改善施設、特

事業だけで完成するというわけではございません。これに原の一般行政から入ってきます行政的な投資あるいは経費、あるいは市町村のそういう行政から入ってくるものあるいは団体のそういう活動、あるいは民間の活動、こういうものが全部一つに復興事業、振興事業に結びつくということももちろん必要だと考えております。そういう意味で、試験場につきましては、施設整備は国が助成をいたしまして、そして技術者あるいは研究テーマ、こういうものにつきましては県が一般の試験場という観点と、それから奄美の振興事業、それから亜熱帯の特殊な気象、土壌に合う、そういう関係の試験研究、技術向上というものをやる、こういうことで両々相まっていくという体制でございます。決して私どものほうが全部やれるというものでもございません。御了承をいただきましたと思います。

○井岡委員 そのこのところに私とあなたの考えの違いがあるのです。私は法律の一条というものはそういうものじゃないですかと、こう言っている。法律の一条をべん読んでみて下さい。奄美群島という特別の地域に対して特別の振興措置を講ずるのがこの目的じゃないのですか。そうだとすると、県というものを主体にしてものを考えるのではなくて、奄美群島というものを主体にして考える、それがこの法律の発想じゃないのですか。そう思いませんか。

○長野政府委員 もちろんそれとおりでございまして、奄美の主要産業の育成振興をはかりまして、住民の生活の安定をするということでございます。住民の生活の安定をする、国がどれだけのものを分担をし、市町村がどれだけのものを分担し、府県がどれだけのものを分担し、そして結局は住民のそういう生活安定というものの目的を行政の側面から手助けをし応援をしていくかという一つの手法として、この場合は振興計画の案を知事が作成して提出をするというよりな形になっておりますのは、現在の行政の技術なり能力なり、いろいろな観点からいまして、やはり総

合開発的なことになりまして、奄美群島全体を一応とらまえて考えていくということになる。県で一つの原案をつくっていくという体制をとらざるを得ない。それから国と結びつき、市町村なり住民と結びつき、こういうことでございます。したがって住民が直接の活動あるいはそういう自力復興についての直接の主役であるということとは先生御指摘のとおりでございますけれども、行政を展開していく手続なり段取り、手法というものがそういう形をとっておる、こういうことに御了解をいただきたいと思っております。

○長野政府委員 離島振興課という課がありまして、そこで奄美群島の振興事業についての所管をいたしております。

○井岡委員 ですから私は言っているのですよ。あなたはきのうも、太田さんか山口さんか言った、離島振興というところで一般的普遍的に、九州にはたくさん島がありますからな、ぬけぬけと言っておいでになる。少なくとも特別措置としてつくった法律のためには、少なくともこれを担任をし専任をするという機構でない限り、あなた方は監査しようとしたって監査をできない、指導しようとしたって指導できない、結局は向こうにまかしてしまふ、そういうことになるのですよ。そう思いませんか。そうしたら、おそれくこれを扱っているのは離島振興課の係でしょう。そこが一切の決裁権を持っていますか。どうですか。

○長野政府委員 鹿児島県の行政組織としまして、離島振興課というものは、鹿児島県も非常に離島の多いところでございますから、鹿児島県政としては非常にウエイトのかかっている重要なセクションだとも思っております。その中でも、私どもから見るからということもあると思っておりますけれども、奄美群島につきましては、特別なこう

いう総合的な振興事業として一元的な一括方式というところでやっておりますから、離島振興課の中でもむしろウエイトは奄美振興のほうにかかっているといつてもいいような状況だと私思っています。

○井岡委員 そんな押し問答をしてもしかたがない。じゃ離島振興課の課員は何人ですか。一般論じゃだめですよ。

○長野政府委員 離島振興課は十二人でありまして、その中で係員だけでございます。奄美の振興係が五人でございます。他の離島関係が四人でございます。

○井岡委員 その問題、私はあらためてこの点については次官にお願いをしたいと思っております。いまお聞きになられたように、少なくとも特別措置法をつくって、そしてそのために特別の予算を組んでおやりになる。そうであるとするれば、この法律による受益というものが住民一帯に及ぼされるように考えていくのが私は行政だと思っております。事務的に考えていけば、県庁の中にあつて組織がこうなつておつて、それで済みませうけれども、私はそれじゃ政治じゃないと思つて、政治というものはやはりもっと大所高所から法律に基づいてやつていく、こういうふうな考えをするので、そういう意味で、ぜひこの点について次官の十分御配慮をお願いをしておきたい、こう思います。

○長野政府委員 いま県の組織ということでお話をいたしましたので、離島振興課のことを申し上げたのでございますが、実は奄美につきましては鹿児島県は奄美支庁というのを持っております。そして奄美支庁の職員は百六十七人おられます。百六十七人と申しますのは、復興事業以来地方事務官として、現在は県の吏員に切りかわつておられますけれども、奄美振興事業にもつばら取り組んでおられますものが、全体としては三百人くらいおられますが、百六十七人の現地の相当大きな機構を持っておりまして、実質上はそのところで計画の基本的なデータ、それから実施の実際の手順というものを

の責任を負っております。それを離島振興課で受けとめましてそれが自治省と関係を持つ、こういうふうなことでやっております。私どもとしましては、相当大きなウエイトをかけて振興事業にはまっとうから取り組んでおるといふふうな考えをいたしたいんじゃないかと思っております。

○井岡委員 どうしてもあなたは私とけんかしたくなるのですね。ちょっと待ってください。次官のほうはあとで聞きます。私とけんかしようというのだったら私はやりませうよ。

じゃもう一つ聞きます。県の予算は何ほどですか。鹿児島県の全体予算は何ほどですか。そしていままで奄美群島に使つた国庫から出しておる金、これはどのくらいのウエイトを持っていますか。あなたがいふことを言うのだったらそこまでいえます。私は言いたくないからもうこのくらいでやめておこうと思つていたのでありますが、そこまで言うのだったらいきませうよ。

○長野政府委員 鹿児島県の規模は大体七百億ぐらいあるわけでございます。鹿児島県から奄美群島に入つておられます金というものにつきましては全体ははつきりいたしません、四十年の計算でございます。いろいろなものを合わせまして大体八十五、六億というものが入つておられます。

○井岡委員 そので、先ほど言うように、私はこの問題をほじくり出してどうしようというのではなくて、どうしたらこの法律に基づいて支出した国の金がその住民に喜んでもらえるか、そのことを考えての質問ですから、あえてこれ以上私は言おうと思いません。思いませんけれども、やはりあなたの考え方には少し事務的な考え方があつたんじゃないか。少なくとも問題は、法律それ自体が政治的に取り扱つた法律ですから、これは刑法のような法律じゃないのです。右を歩いてはいかぬというのを右を歩いた、それだけのものじゃないのです。どうしたら本土住民との格差というものをなくせるかということで特別措置法というものをつくつていくわけですか。ですからその法律に基づいた措置というものをどのように管理監督を

の責任を負っております。それを離島振興課で受けとめましてそれが自治省と関係を持つ、こういうふうなことでやっております。私どもとしましては、相当大きなウエイトをかけて振興事業にはまっとうから取り組んでおるといふふうな考えをいたしたいんじゃないかと思っております。

○井岡委員 どうしてもあなたは私とけんかしたくなるのですね。ちょっと待ってください。次官のほうはあとで聞きます。私とけんかしようというのだったら私はやりませうよ。

じゃもう一つ聞きます。県の予算は何ほどですか。鹿児島県の全体予算は何ほどですか。そしていままで奄美群島に使つた国庫から出しておる金、これはどのくらいのウエイトを持っていますか。あなたがいふことを言うのだったらそこまでいえます。私は言いたくないからもうこのくらいでやめておこうと思つていたのでありますが、そこまで言うのだったらいきませうよ。

し指導していくかということが私は行政の責任者としての責任じゃないか、こう思うのです。そう思いませんか。ですからもうこの話はやめます。そこで、次官ひとつお願いいたします。

○砂田政府委員 井岡先生から奄美の試験研究機関が不活発であって住民福祉に役立っていない、これを例に引かれました、奄美の振興の問題は鹿児島県まかせにしておいてはいかぬという御意見であります。私も自治省へ参りまして奄美の関係の話を役所から聞いてみましたが、井岡先生が受けられますような感じを受けないものでもございませぬ。ただこの法律も、これはへ理屈を言うわけではございませぬが、鹿児島県大島郡の振興を目的にいたしております。やはり地方自治という角度から考えました場合に、自治省としての口出しはどこまでが許されるのか、どこまでが積極的にしなければいけないのか、いろいろ法律でもきまっております。でもありませうけれども、政治判断が必要なことであらうと思っております。いま井岡先生が一つの例に引かれました試験研究機関の不活発の状態は、私も同じ感じを受けます。こういうことにつきましてはひとつ積極的に自治省は口出しをさせていただきます。またそういうふうにしてまいりたい。農林省の協力も得ましてそういう方向で積極的に口出しをしております、そういう政治判断でやっております、こう考えます。

○井岡委員 そこで、農林省はお見えになっていただきますか。——いまお聞きのとおり、いろいろな試験場で土地の改良とか何とかをおやりになった、こういうことですが、あの土地で、改良した後どういふものが作物として適当か、こういうことを発表されましたか、あるいはそういうように指導されましたか。ただ研究だけですか。この点ひとつ……。

○川井説明員 農林省の技術会議の仕事といたしましては、やはり産業開発のために必要な技術の確立をはかるという問題につきまして、国及び都道府県が協同して仕事を進めておるわけでありませぬ。ただいろいろお話がございました関連に

おきまして、農林水産関係の最近における研究の動きを若干御説明いたしたいと思っております。奄美群島の農林水産関係の試験研究の指導助成につきましましては、鹿児島県に対する指導助成の重要な一環として行なっております状況でございます。先ほども御説明がございましたように、振興特別措置法の施行に伴いまして鹿児島県の大島支場の設置が行なわれたわけでありませぬが、さらにそのほか、家畜の飼育の経営改善の施設とか土地病害虫の対策の施設あるいは機械化の農業センターというふうないろいろな施設が行なわれております。それと並行いたしまして各種の試験研究の指導助成が行なわれているような状況であります。農業関係といたしましては、たとえばポンカンとかパイヤというふうなものがございませぬが、これには地元でミカンコンビエという害虫がございませぬ。この防除が非常に重要な問題になっております。これにつきましましては国の研究機関、特に九州の農業試験場が協力いたしまして蒸蒸による防除という技術を一応確立して現場に普及いたしております。その結果ポンカンとかパイヤというもののミカンコンビエの防除はかなり効果があるというふうなことで、それらが内地に送られるというふうな状況にもなっております。さらにこのミカンコンビエにつきましましては、最近でございますけれども、ある化学誘引物質、化学成分でもってミカンコンビエの雄を吸引するわけがあります。そういう雄を吸引する物質をヘリコプターでまきまして、それで雄を集めて一べんに殺してしまおう。これは非常に新しい技術でございますけれども、最近この新しい技術を現地に適用できるかどうかという試験も行なわれております。

それから畜産関係につきましましては、今後やはり当地地の振興の重要な柱ということでございまして、この肉畜につきましましては、飼料資源というものをどういふふうに拡大していくかということが今後の振興を進める上に非常に重要でございますが、試験研究関係につきましましては、特にああい

亜熱帯地方で夏場乾燥するところでは、やはり南方に強い牧草類あるいは飼料作物というものを導入をはかりまして、それを現場に適用していくということが非常に重要でございますので、そういう研究を指導しております。それからまたサトウキビのかすを畜産の飼料に使う。これも資源の有効利用というところから非常に重要な問題でございますので、そういう関連の試験もいろいろ指導が行なわれておることでございます。

それからサトウキビ、これは現地の産業開発の一つの柱でございます。これにつきましましては第一の問題は、優良品種をいかに育成するかという問題がございませぬ。現在これにつきましては九州農業試験場の支場が種子島にございまして、ここで亜熱帯あるいは熱帯その他外国から優良な系統を導入いたしまして、そういうものをもとにして優良な品種をいま育成してございませぬが、そこで育成したものを現地に適用できるかどうかというふうな問題は、糖業分場のほうへ協力をお願いしながらやっております。最近ではNCO三〇とかあるいは三七六とか、幾つかの優良な系統が一応系統適応性検定試験としては出てきております。これが実用していくかどうかいま研究者の間で検討している最中でございます。それからさらに今後経営の規模の拡大をはかりませぬと、そういうサトウキビの作業を非常に省力的あるいは機械的にしていくための技術が非常に重要になっていくというところで、現在大型のトラクターだとかあるいはサトウキビを刈り払う機械あるいは葉をとる脱葉機、そういうふうなやや大型の機械の導入の試験というものが協力、指導を行なっております。さらに除草剤というふうなものも試験も行なっております。それからテッポウユリにつきましましては、同じく機械利用ということで球根の省力栽培という問題がございませぬが、こういうものにつきましましては、現地の試験研究機関がこういう問題と取り組むということにつきましては、農林省としてもできるだけ御協力申し上げたいという気持ちでございます。

それから水産関係でございますけれども、水産関係につきましましては、水産庁の西海区水産研究所が島の水産試験場を指導いたしまして、あの奄美群島一帯の海産資源と申しますか、イワシ、アジ、サバ、スルメ、こういった資源の調査、それからこういう資源の交動につきましましての漁況予報というふうな事業を進めることにつきまして、いろいろ必要な協力、指導というものを行なっております。こういう資料、情報が現地の漁業の振興に役立つように努力しておるような状況でございます。

大体いままで行なっております概要を御説明申し上げました。

○井岡委員 私は、六条の問題と同時に、ここで考えなければいけないのは、いま国の政治の中の大きなウエイトを占めておる沖縄の問題と、この亜熱帯産業振興の問題、これは関連をしないで、切り離して考えるわけにはいかぬと思っております。次官も奄美のほうにお行きになったようです。私も何回か寄せてもらいました。同時に沖縄も何回か行きました。沖縄に行つて、あるいは奄美に行つて一番先に言われることは、もつと完備をした大がかりな水産試験場、農業試験場、こういうものをぜひひとつやつてもらいたい。これが総じて言われることはであります。したがっていま日本の亜熱帯産業というんですか、亜熱帯農業に対する問題が少しおくられておるんじゃないか。ですから頭の中に入れて、この研究というものにも少し身を入れてみたらどうだろうか、こういうふうな気がしてならないのです。この点ひとつ次官にお伺いしておきたいと思っております。

それから林業関係につきましましては、奄美群島の森林の生産力調査及びあの地区の郷土樹種でございますが、琉球松というものが非常に重要でございます。そういうものを更新する技術というものを試験研究を、一応昭和四十一年から四力年計画というところで林業指導所に委託して実施をいたしたいでございます。

それから畜産関係につきましましては、今後やはり当地地の振興の重要な柱ということでございまして、この肉畜につきましましては、飼料資源というものをどういふふうに拡大していくかということが今後の振興を進める上に非常に重要でございますが、試験研究関係につきましましては、特にああい

亜熱帯地方で夏場乾燥するところでは、やはり南方に強い牧草類あるいは飼料作物というものを導入をはかりまして、それを現場に適用していくということが非常に重要でございますので、そういう研究を指導しております。それからまたサトウキビのかすを畜産の飼料に使う。これも資源の有効利用というところから非常に重要な問題でございますので、そういう関連の試験もいろいろ指導が行なわれておることでございます。

それからサトウキビ、これは現地の産業開発の一つの柱でございます。これにつきましましては第一の問題は、優良品種をいかに育成するかという問題がございませぬ。現在これにつきましては九州農業試験場の支場が種子島にございまして、ここで亜熱帯あるいは熱帯その他外国から優良な系統を導入いたしまして、そういうものをもとにして優良な品種をいま育成してございませぬが、そこで育成したものを現地に適用できるかどうかというふうな問題は、糖業分場のほうへ協力をお願いしながらやっております。最近ではNCO三〇とかあるいは三七六とか、幾つかの優良な系統が一応系統適応性検定試験としては出てきております。これが実用していくかどうかいま研究者の間で検討している最中でございます。それからさらに今後経営の規模の拡大をはかりませぬと、そういうサトウキビの作業を非常に省力的あるいは機械的にしていくための技術が非常に重要になっていくというところで、現在大型のトラクターだとかあるいはサトウキビを刈り払う機械あるいは葉をとる脱葉機、そういうふうなやや大型の機械の導入の試験というものが協力、指導を行なっております。さらに除草剤というふうなものも試験も行なっております。それからテッポウユリにつきましましては、同じく機械利用ということで球根の省力栽培という問題がございませぬが、こういうものにつきましましては、現地の試験研究機関がこういう問題と取り組むということにつきましては、農林省としてもできるだけ御協力申し上げたいという気持ちでございます。

それから水産関係でございますけれども、水産関係につきましましては、水産庁の西海区水産研究所が島の水産試験場を指導いたしまして、あの奄美群島一帯の海産資源と申しますか、イワシ、アジ、サバ、スルメ、こういった資源の調査、それからこういう資源の交動につきましましての漁況予報というふうな事業を進めることにつきまして、いろいろ必要な協力、指導というものを行なっております。こういう資料、情報が現地の漁業の振興に役立つように努力しておるような状況でございます。

大体いままで行なっております概要を御説明申し上げました。

○井岡委員 私は、六条の問題と同時に、ここで考えなければいけないのは、いま国の政治の中の大きなウエイトを占めておる沖縄の問題と、この亜熱帯産業振興の問題、これは関連をしないで、切り離して考えるわけにはいかぬと思っております。次官も奄美のほうにお行きになったようです。私も何回か寄せてもらいました。同時に沖縄も何回か行きました。沖縄に行つて、あるいは奄美に行つて一番先に言われることは、もつと完備をした大がかりな水産試験場、農業試験場、こういうものをぜひひとつやつてもらいたい。これが総じて言われることはであります。したがっていま日本の亜熱帯産業というんですか、亜熱帯農業に対する問題が少しおくられておるんじゃないか。ですから頭の中に入れて、この研究というものにも少し身を入れてみたらどうだろうか、こういうふうな気がしてならないのです。この点ひとつ次官にお伺いしておきたいと思っております。

○砂田政府委員 農業試験場、水産試験場等をもっと大がかりなものにして、いわゆる亜熱帯農業についての試験研究ということをごさいます。いまの施設、これから整備してまいります。施設が大がかりなものにするという井岡先生の御要望のその規模と少し懸隔はあるかもしれませんけれども、私はいまの施設そのものと、それを動かす人との関係にもまだ問題があるような気がする。でございます。むしろ当面私どもがやらなければならぬことは、先ほどのお話のように鹿兒島県まかせにしないで、ほんとうに亜熱帯農業と取り組もうという意欲のある人が鹿兒島県から行ってくれているかどうか、まずそれが重大な問題ではないかと思うのですが、そういうことも配慮をいたしながら、先生お話しの際に従いまして検討をさせていただきます、かように考えます。

○井岡委員 次に御尋ねをしたいと思います。この間からつむぎの話が盛んに出ておりました。あそこで蚕が何回卵を産むか御存じですか。蚕は何回かえるか御存じですか。

○山下説明員 あそこは御承知のようにあつたかいたところでございまして、大体三月の初めから養蚕をやりまして、年間五回ぐらいいは十分に飼育できます。

○井岡委員 しかし現実に五回やっていますか。やっていないでしょう。三回しかやっていないでしょう。それだったら主産業としての役割りというものは果たせない。いわゆる亜熱帯という特殊な条件の中で蚕が五回かえることあなた言うけれども、五回かえるというのであれば、その人たちがどういようようにしてこれをやるか、そういうことを指導しなければならぬのです。私はそこを聞いているのです。三回しかやらぬと言っているのですから。

○山下説明員 奄美大島の養蚕は現在非常に規模が小さくございまして、養蚕をやる農家戸数は大体八百戸ぐらいいございますが、桑園が約百ヘクタールというので非常に小規模でございまして、現状ではこれを分割して回数を多くやるとま

すます生産性が下がるという実態にあるのだからと思ひます。そういうことで、農家の知恵でそうフルに養蚕をやられないというような現状でございまして、桑園が内地のような桑園の形式のものがわりあい少のうございまして、家屋敷とか畑の周囲に立ち木で街路樹みたいなかっこうになっておりまして、これをとるのにも非常に骨が折れるというところで、そういうことから回数がありあいな少ない実態にあるのだからと思ひますが、しかし最近内地、鹿兒島の本土と同じような養蚕がだんだん芽ばえておりました、根刈り形式の桑園を形成するものが少しずつ多くなりつございまして。特に原野開拓パイロット事業で現在やっております農家は、大体一戸当たりで桑園に換算しますと十アールちよつとくらいいございまして、六十二年の養蚕農家が五十九ヘクタール桑園を四十四年度と四十五年度に造成しようというところで、計画は進んでいるように聞いておりますので、こういうような養蚕農家が育ってきますと、かなり生産性の高い養蚕もできるようになるのではないかと思っております。

○井岡委員 言われるとおりなんですが、あそこ土質なり、それから合風、そういうことから、いまそうやっておられますけれども、土地改良をしてあそこ若干の手を加えれば桑は育つというのではわかつているのです。現に育っているのですから、それをさらに育てればいいというのではわかるわけです。そうだった場合、あそこで、なるほど織物それ自体も必要でしようけれども、蚕が五回かえるというところは、五回の繭をとればいいわけですか。そして地場産業としてつむぎをどうするかということと繭をどうするかということ、これは分離すればいいわけですか。そうすると、あそこで大きな共同桑園をこしらえて、そしてやるというより指導、こういうようなものが私ができると思うのです。現地に行つて、私は一晩泊まつて話をしました。そうすると、そういうようにやっていたら、そういう指導ができて、私たち——その人たちの言うことですよ。私

たちだけでものを考えると、どうしたって家の近所隣だけしかものが考えられない。そのために、五回かえるというところは知つておりながら五回をなにするのができない。それを大きな一つの桑園、五戸なり十戸なりの一つの共同桑園としてつくる、そしてそれをやる、そういうように考えて、繭と織物というものを、つむぎというものを分離して考えられるというようなことがあつたら非常にいいんです。しかし、私たちが幾ら言つてもそれはできません、こういうのが住民の方々の声です。一晩泊まつて、そこで話をしてごらんさい。ほくは泡盛飲まされもつて三時まで話をしました。それがね。そういうようにやるのが私はやっぱり振興事業への、同時にそういうのが一つは亜熱帯産業、農業への足がかりになると思うのです。きょうは、いま私は沖繩のことを言おうと思ひませんが、一つだけ例をとります。これはできたというところから、非常にけつこうですが、専門員と行つて——あれだけたくさんパイナップルができる、かん詰めにするために皮をむく、その皮を処理するのに困つておいでになる。そこで私は、五年前に行つたときに、この皮は飼料になりますかと言つた。鶏とか豚とか牛のえさになりませんかと言つたら、なりません、こう言う。しかし乾燥機をするために、乾燥機をつくるために金がかかる、それができない、こういうことでした。そこで、私は提案をしてきたのです。それは本土のいわゆる飼料会社が半分株を持つ、それから現地のそういう工場なり農園者が半分を持つ、そして合弁会社をこしらえなさい。そして、そこで乾燥機社をつけてやりなさい。こんなには本土のほうは飼料がなくて困つておられるのです。こういうように言つて話をしました。私は、そういうように奄美の特産の中でいろいろ研究をしていくと、そういうものが幾つか出てくるだろうと思ひます。そういうものを積極的に開発をして、いわゆる地場産業というものを盛り上げていく、こういうように考えるほうがいいんじゃないですか。鹿兒島のほうに、少しお蚕さんのこと

を考へるようになったから、そういうのができてきたからといって待つて待っているんでなくて、いわゆる特産としてつむぎが大きなウエートを占めておるんなら、そのことに對してやはり助成をしていく、あるいは助言をしていく、こういうことが必要じゃないかと思ひますが、どうなんでしょうか。

○山下説明員 いまの開拓パイロットで非常に大規模な養蚕をやろうとしておりますのは、奄美本島の大和村という村で、奄美群島の中にそういうものが計画されているわけでありまして。ただ、あの土地でできます大島つむぎというのは現在約十九万五千反ぐらいいございまして、それに要します糸は約百トン余り必要でございまして。ところが、現在の島内で生産される繭は非常にわずかでございます。それで、これからできる糸は約四トンぐらいいございまして、それだけよけいにつくる必要があるというところはわかるのでございまして。けれども、現在では生産性が非常に低いので、いま申し上げましたような、非常に規模の大きい本格的な養蚕を農家がやろうという意欲が高まってきました。だんだんと生産力がふえてくるのではないかと、だんだん思つておられます。

○井岡委員 まだいろいろありますけれども、時間がないようですから言つておきます。これはすでに本土の人が目をつけていますよ。私にそれを言ってきた人がありますよ。あそこに行つて、桑を植えて五回繭をとれば——いま絹の需要というものが国内で非常に上がつておること、皆さん御存じのとおりです。着物ブームが出てきている。需要が高まつてきている。それで、やりたい、どうだろうか、今度あなたが行くときに連れていつてくれ、こう言つた人がありますよ。それを、そういうように本土から行つて荒らすのでなく、地場産業として指導することだ、私が本土との格差をなくすることだ、私はこういうふうな言つておられるのです。やらなかつたらやりますよ。いま言つたパイナップルの問題だつて、その皮の飼料の問題だつて、いま日本本土の大資本が乗り込んでいって荒らしているじゃないですか。

そういうことをするから、あの人たちは、おれらはまたこうだ、みんなこういうことになってしまふのです。なぜその地場を振興さしていつてやるように考えてやらないか、私はそう思うのです。このことだけ言っておきます。

それからもう一つ、今度はもう最後に入ります。水産で、イワシとサバと……

○川井説明員 一応イワシ、アジ、サバ、ヨコワ、ビンナガ、カツオ、バシヨウカジキ、トビウオ、こういうものにつつまして漁況予報を出しておきます。

○井岡委員 いま言われたアジ、漁業としてそこで養殖はできませんか。

○林説明員 養殖ということになりますと、いろいろその他の立地条件がからんでまいります。特にいま盛んに内地等で行なわれております種苗大量生産にいたしましても、それによつて養殖をするというふうなことのためには相当の施設、それから電気その他の動力、そういうものが必要であります。それから、かなり高度の技術者が必要であります。現状においては、奄美大島ということではなくて、あの周辺の南のほうの重要魚種について、たとえばブリなんかはその典型でございますが、そういう種苗の量産化を何とかはかりたいという形での努力が、主として瀬戸内海栽培漁業センター、長崎県水産試験場その他を通じて、そういう施設を通じて有能な技術者のいるところを中心としていま鋭意進められている、こういう状況でございます。

○井岡委員 それは研究されただけで、発表されましたか。

○林説明員 逐次学会等において発表されております。

○井岡委員 いわゆる流通の問題と関連をしてかなり大がかりな金をかけなければいけない、こういうことはわかります。わかりますけれども、少なくとも現在、生鮮食品の本土内における価格が非常に上がってきている。いまほとんど沿岸漁業でなくて遠洋漁業ばかりやっているわけでは

ね。沿海においてそういうものができるとするならばやはり困として考えるべきだと思います。特に私は、あそこはクルマエビの産地としては水がきれいだから非常にいいのじゃないか、こういうふうに思うのですが、そういう研究をしたことはありますか。

○林説明員 まだこの奄美大島の寒地について実施をするということについてはやっております。しかし、鹿児島県においては最近クルマエビの、いま申し上げました量産技術をもとにいたしまして、現在その大量の放流をやった場合にどれだけそれが地元の漁業に寄与するかということ、いわばテストパイロット的に実施をしております。いまのところ、クルマエビの養殖、放流事業ということが自体が、現在まで全般的なテスト段階でございますので、それがある程度の成果が認められるということになりますと、各地においてそれらがどういう適地において実施されるかというふうなことが逐次検討されるようになる、かように考えております。

○井岡委員 これで終わりますけれども、いずれにいたしましても亜熱帯水産なり農業として、今後わが国に足らないものが、開発をすることによつてかなり豊富だと私は考えるのです。もちろんそれは一べんに、きよらいつてあしたというわけにはいきませんけれども、少なくとも五年間延長して四十九年までこの法律をさらに有効にしようというのであれば、単に二百八十億使うとか三百億使うというだけで、こつこつやつてこつこつやつていくだけでなくて、将来展望のあるものを考えていくべきではないか、私はそれが政治だと思っております。十年、二十年先のことを考えておるだけでは政治ではないと思つております。それだったら事務官だつてやれますよ。少なくとも国会でこの法律の論議をするというのであれば、そういう立場で実は問題を処理していただきたい、こういうふうに思います。

まだ少し御質問申し上げようと思つておりましたけれども、時間がないようですからやめます。いづれにしてもまた時間をお願いしてやめます。

○鹿野委員長 小淵恵三君。

○小淵委員 私は、たゞいま提案になっております奄美群島振興特別措置法の一部を改正する法律案に関連をいたしました若干の御質疑を申し上げます。すでに各委員の方から適切な御質疑もあつたのでありますが、御指摘をされた二点の問題について質問をいたしてみたいと思つております。

私はことしの正月に、国会から派遣をされました沖繩調査団の一員として沖繩に参りましたが、その帰路、二十日、二十一日、二十二日、三日間にわたりました徳之島三カ村、本島市町村各行政官庁をお尋ねいたしました。いろいろの問題についてお話を承つてまいつたのであります。

私が参りましたのは、将来沖繩が本土復帰をされました段階におきましては、いづれの機会、沖繩振興特別措置法というふうなものが制定されるかも知れませんので、そういう段階にあつては、過年十五カ年間にわたつて奄美群島におきましては、開発振興特別措置法並びに現在の振興特別措置法が成立をいたしましたそれに伴つてもろもろの行政がされてこれ、したがつてそこに出てきました成果というものを明確に拝見をし、これを分析しておくということも非常に大切なことであらうということでは私に参つたわけでありませう。

そこで、御質問申し上げたいのは、そのときにいろいろ議論になりました沖繩との関係でございます。沖繩と奄美との関係は非常に緊密な人的な交流もあるようであります。私も那覇港から徳之島徳島港まで実は船便を利用して参つたのであります。この間の乗客の数も非常に多いようでありまして、非常に往来が激しいという感じがいたしました。渡航の点でまだ非常に不自由な点もあるし、いつてみると、東京から沖繩に参ります手続と同じ手続をいたしませんと沖繩に渡航で

きない、こういうような現段階のようでございます。そこで、これを何らか改善していただきまして、数次にわたる渡航が非常に困難な地域であるので、もっと簡便な方法がないかということの御指摘をいただいたのであります。この点に關しましては、かねて来総理府の特連局としてもいろいろの措置を講じておると承つておりますが、この間の状況並びに現段階における相手方との交渉のいきさつについてまず御質問申し上げます。

○加藤説明員 お尋ねの点でございますが、私も実は去年十月奄美に参りました。そういう地元の方の非常に不便であるというお話を承つて帰りまして、何とかいい方法はないかということで検討していただいたのですが、いまの制度でまいりますと、一回限りの身分証明書というのと、それから何回も使える身分証明書、この二つの種類があるわけでございます。それで、さしたつての問題をいたしました。まず本土政府が出身身分証明書につきましては何回も使える、数次のものを活用するということを行政指導していきたい。それはすでに現地のほうにもそういう指導の話を持ち込んでおります。そういうことでございますので、これから奄美の方が沖繩に行かれる場合は数次の身分証明書の申請という形で出てくるだらうというふうに思つております。

ただ問題は、アメリカのほうの入域許可がございまして、この入域許可につきまして、数次の入域許可がもらえるかという点につきまして、ちょっと不明の点があるわけでございます。現在アメリカ側と何回か会議を開いておりますので、そのつど連絡いたしまして、慎重に検討をしてみらうように申し入れております。

実際問題として、どの程度数次の入域許可の必要があるのか、あるいはどういう方に数次の入域許可をしたらいいのかわからないわけでございます。しかし何といたしましても、緊急入域をしなければならぬということもありませんので、そ

の点につきましては、米民政府との間の電話連絡で十分間に合ふようしているわけでございます。したがって、激次渡航身分証明書を持って行きますれば、緊急入域につきましては、アメリカ側との間で電話で話を通じると、すでに話をしておきます。そういうことで、さしあたっての問題といたしましては、渡航の手続きの簡素化はやっていきたい、そういうふうに思っております。

○小淵委員　そなたは、当方といたしましては、奄美の方々に激次のパスポートを所持することを行政的に指導しつつ相手方との交渉をはかっていく、こういうことであらうと思っております。いづれ沖繩が本土復帰されればすべての問題は解消されるわけでありますが、当面やはり往來の最も激しいところの地域の方々に、最も便宜をはかられますように、相手方との折衝をさらに押し進められることを希望いたしておきます。

それから、沖繩の問題につきましてもう一点。今度奄美から参りまして、沖繩でいろいろ事業その他やっておられる方が相当おられるわけですが、ところが、こうした方が、身分的に幾ぶん沖繩において差別といつてはおかしいのであります。沖繩県民と同じような扱いにならない点も二、三あるわけですが、この点については、詳細についてはまだ個別的に私把握をいたしておりませんが、幾つかそういうようなことがあるのであります。したがって、これは琉球の問題であらうと思っております。またその他の問題もあらうかと思っております。またこの問題もあらうかと思っております。またこの問題もあらうかと思っております。

○加藤説明員　沖繩在住の奄美出身の方々は、法律の扱いをいたしましては、いわゆる永住許可を与えられた方、それから半永住の扱いを受けた方、それから一時的な滞在者、こういうふうに分けられると思っております。一時的な滞在者の方は別といたしまして、永住者の扱いの方、半永住者の扱いの方、この両者につきましても考えますと、永住者の扱いは、私のほうで調べておきます数字によりますと、千五百人くらいでございます。それから半永住者が五千四百名くらいでございますので、半永住のほうが多めに多いわけでございます。

方、この両者につきましても考えますと、永住者の扱いは、私のほうで調べておきます数字によりますと、千五百人くらいでございます。それから半永住者が五千四百名くらいでございますので、半永住のほうが多めに多いわけでございます。そういうことで、半永住の方々の扱いというところがやはり問題になるわけでございますが、この点につきましては、昨年あたりから非常に現地の沖繩のほうの扱いが、本土と沖繩の一体化ということにからみまして、この扱いをなくそうという方向に動いているわけでございます。そのあらわれといたしまして、昨年の行なわれた選挙におきましては、選挙権を本土の人も——これは奄美の方に限らず、本土籍の人すべてについてでございますが、琉球籍の人と同じように三カ月の在琉という条件をいまして選挙権を認めるというような法律が、向こうで立法されております。そういうことで参政権につきましても、ほぼ同一になったわけでございますが、問題は経済活動にからんでの問題であらうと思っております。

経済問題にからんでの問題といたしましては、従来外国人の投資につきましても制限として、布令による制限というものがございまして、去年八月に立法院で、いわゆる外資法というものを議員立法の形で制定されたわけでございます。この法律におきましては、半永住の扱いの方も、永住の扱いの方も、琉球籍の方と同じように扱います。そういうことになっております。ただ、この法律は、ずっとUSCARとの間で話がつかなくなってきたわけでございますが、きのうあたりの報道によりますと、主席はこの法律の施行規則といふことか、施行期日を定める規則を制定した、こういうことでございます。これは、この三月十二日から施行する、こういうことでございます。

ただ、USCARとしては、ややこれに対して異論があるようで、この布令のほうを廃止するといふ措置をとらないと、外資法との関係がちょっと問題になるわけでございます。そういう問題で、まだ問題は残っておりますけれども、議員立法の扱いをいたしましては、そういう形で、少なくとも半永住の方も含めて、沖繩籍の方と同じように、奄美の方は外人投資法の関係では、むしろ琉球籍と同じように扱おうという形になると思っております。

ただ、土地の取得につきましては、これはまだそういうところまでいっておりませんので、この問題は残っております。それから、それ以外の経済活動につきましては、いま申し上げますようなことで、ほぼ琉球籍の方と同じような扱いになっていくのではないかと、これは法令的にございまして、実際の扱いについてはいろいろあるかと思っております。法制的にはそういうものではないか。ただし、いま申し上げました実際の扱い等の問題につきましては、もちろんこれからわれわれも十分その点を琉球政府とも話し合っており、その扱いが実際問題として法令の扱いと同じになるように努力をしたいと思っております。

○小淵委員　これはおしなべて、すべて本土の人たちの沖繩に対する投資の問題にも関係があるわけでありまして、また、この問題を申し上げますと、奄美の資本が向こうへ移動するということ、あるいは好ましいことか好ましくないことか、なかなかむずかしい点もあらうかと思っております。しかし、向こうの外資法というものは大型の投資を制限するというようなことではいろいろあるわけですが、ところが、奄美から行くのは石油資本の投資をするというより大型ではありませぬ。ほんとうに親戚とか、そういう方々と共同して経営しよう、こういう程度のものでありますから、布令のかね合ひもあらうかと思っております。現地の人のたちの要望に沿うように、今後米民政府との折衝その他を繰り返していただきたいという御要望だけ申し上げておきます。

それから、先ほど井岡委員のほうからも御指摘がありました。沖繩と奄美というのには、非常に気候的にも類似するところが多いわけですが、そこで、現地に行つて聞いてみますと、沖繩のほうから農業視察団等が参りまして、キビの栽培の問題等お互いに協力してやろうというふうなことで接触もあると承っております。したがって、これは奄美群島の振興ではありますけれども、沖繩との緊密な連絡、協調を保つていけるように、そのことが沖繩のためにも奄美のためにもなるということでありませぬ。これは自治省だとか総理府だとかいうておらないで、緊密な連絡協調をお互いの省庁でとり合っていたらいいというところを、両省庁にお願いをして沖繩の問題はこれでやめます。

次に、申し上げたいのは、現在、奄美におきまして、聞いてみますと、物価が非常に高い。本土に比べて、ものによつては二、三割高いというものがあつて、そこで、その原因をいろいろ聞いてみますと、先般来いろいろ議論されておりましたように、電力の問題とか、その他幾つかの問題が指摘されると思つております。その中で、私はひとつ海運関係の運賃の問題、これについて少しくお聞きしたいと思つておきます。

そこで、私の発想では、たとえは郵便料金などにいたしましては、奄美から東京にはがき、封書その他を出しても、全国一律でありますから、七円とか十五円とかという料金でこれが配達をされる、こういうことですが、しかしながら、おそれる実費から考えますと、ほかの短距離の運送に引き比べて、相当金がかかっているわけではなからうかと思つておられます。そこで、郵便に關しては、いま言うように、日本国家のいづれの地域におきましても、統一料金で配達をされる、こういうことですが、そこで、この発想をさらにふえんしてみますと、運賃などにつきましては、本州その他におきましては、日本国が鉄道がその責任を持つて同一距離においては同一料金で運送してある、こういう考え方を、したがって、もしこの郵便料金と同じような考え方をふえんして考えますと、これはレールが敷いてありませんけれども、鹿児島、奄美、それから沖繩の那覇、これは言つてみれば県庁所在地を結ぶところの幹線です。ですからこういう幹線において

常に大きいわけでありますので、この点についてもさらに十二分な検討をされるように期待をいたしておきます。

時間が参りましたので、これで二点お伺いをいたしたわけでありますけれども、まあ私も現地に行つてまいりまして、多くの、行政を行なつておられる直接の担当者並びに青年やまた有識者の人と話し合いをしてみますと、今度の法律がいよいよもつて特別措置としては最後ではないかというふうな気持ちもいたしております。したがつて、これから五カ年の間に——これがかりに成立するといつたしますと、その間非常に現地としてもみずから立つの意欲を示してこなければならぬというふうなことを言つておられました。こうした法律がほんとうに生きてくるためには、何といつても現地の人たちが自立する気持ちを満々と持つていかなければならないことは当然であります。同時に、こうした法律によつて適正な指導が行なわれて、国費が十二分に活用されるようにわれわれも期待をしておるわけであります。現地に行つてみて、昔のことはよくわかりませんが、感ずるところは、社会資本の面その他については、過去十五カ年政府としてやつてこられたことは決してむだでないという気がいたしております。しかしながら、二、三の点については、われわれも少し思慮を深めて適切に対処しなければならぬという点も見受けられないでもありません。

昨日、山口議員の質疑に対しまして、自治大臣といたしまして、これまでやつてこられたことについては、反省すべき点は大いに反省をして、これからの五カ年について、この法律に基づくもの措置がより生かされていくことを期待しておるという御答弁もございましたが、ぜひそうしたところを十二分の反省の上に立つて行政的な指導をされることを期待をいたしておるわけであり

ます。最後に、政務次官、その点について御意見を承りまして、私の質疑を終わります。

○砂田政府委員 ただいま離島航路の補助金のお話でございますが、幹線でも、鹿児島—名瀬—喜界という航路には補助金が出ていと思ひます。運輸省といつたしましては予算のワクの中で考へていまして、ございませうが、私もより一その努力をしてみたいと思ひます。基本的に

はただいま小淵先生おっしゃいました、昨日大臣が御答弁をいたしましたように、過去十年間の復興計画、五年間の振興計画、新たに御審議をいただいておられます法律に基づきます。これからの五カ年計画、過去十五年間の計画を十分反省をいたしまして、新たな気持ちで取り組んでまいらるる決意をいたしております。

○鹿野委員長 林百郎君。林委員、長野さんはおりませんか。——それは初めに次官にお尋ねします。

提案理由の説明の中に「奄美群島をめぐる諸条件は依然としてきびしく、住民の生活水準はなお本土との間に相当の格差があるのみならず、この間におけるわが国経済の発展は著しいものがあるのであります。この説明があるわけですね。この「住民の生活水準はなお本土との間に相当の格差がある」というのは、具体的にはどういふことですか。

○砂田政府委員 数字を政府委員から……。○遠藤説明員 生活水準をどのような形でつかむかといふことはいろいろ御意見があるかと思ひますけれども、一番端的にいわれております所得水準でつかみまして、昭和四十一年の数字でござい

ますが、一人当たりの所得は鹿児島県民の所得に比較いたしまして八二・一％ということでございますので、そういう面から見まして消費される生活水準自体も相当差がある、かように考へてよろしいのではないかと思ひます。○林委員 国民所得対比は幾らですか。○遠藤説明員 国民所得に對しまして、同じく四十年で四七・七％でございます。○林委員 そりすると、半分以下だといふように理解していいわけですね。

○遠藤説明員 所得は一人当たりで見ますと、国民平均の半分までまだ及んでいないといふことでございます。○林委員 これは方々に島があるわけですから、農民の経営耕地面積は平均して幾らですか。○遠藤説明員 奄美も島によつて違ひますが、平均で大体〇・六ヘクタールでございます。○林委員 〇・六ヘクタールですけれども、農家戸数の中で〇・五ヘクタール以下が圧倒的に多いように見えるのですけれども、これはあなたのほうから見た資料ですけれども、これを見ますと、奄美群島の農家数が二万六千四百三十三戸のうち、半分の一万三千六百四十九の農家は〇・五

ヘクタール以下と書いてありますが、その理解していいですか。要するに農家戸数の半分ぐらひは五反以下と、こう見ていいですか。○遠藤説明員 資料にも差上げてありますように、農家戸数全体で見ますと、もちろんこれは専業の農家がございまして、全体におきまして二万六千のうち一万三千ですから、やはり約半分ぐらひが五反以下ということになるわけでございます。○林委員 それから奄美の農家一戸当たりの所得は日本全体の農家の所得のどのくらいになるわけですか。

○遠藤説明員 これは年によつて若干差がありますが、一番新しい四十一年の数字ですと、県本土が農家一戸当たり二十二万五千八百五十二円、奄美が二十二万七千六百七十一円、全国が三十六万八千二百五十二円ということになっております。○林委員 そりすると、七割ということになりますか。○遠藤説明員 鹿児島県とは大体同じところについておまして、全国よりは十万以上少ないといふことになりました。

○林委員 そこで、次官にお尋ねしますが、奄美が国民の平均所得の半分以下といふことですね。どうしてこのようになったとお考えになりますか。政府はどう考へておられますか。○砂田政府委員 いろいろケースを出してのお尋ねでございますが、二十九年の日本に復帰をいたしましたときの一人当たり国民所得対比の数字を見ますと、大体四〇％ぐらひでございます。それを十五年間かかってやつと一人当たり国民所得対比五〇％近くまでは何とか持つてまいりましたわけでございますが、どうしてそうなつたかといふことにつきましては、やはりあの島の立地条件と申しますか、さらにもつと昔のことを言いますならば、琉球の支配下にあつた、あるいは薩摩藩の支配下にあつた、そういう歴史的な古い背景を持つて、やはりそういうことが依然として続いて、特に立地条件といふ点も、鹿児島から非常に遠隔の地にある立地的な条件も一つ非常に大きな原因ではないか、こういうふうな考へております。

○林委員 どうも薩摩藩の責任までいきますと——まあそれはいいと私も言いませんけれども、また琉球支配というふうなところまでいけばたいへんさかのぼるわけですが、そこでこれに対して振興策を講ずるといふのですけれども、そういう施策を政府がとるようになってからも、国民所得対比といふのはあまり改善されてないという状態です。県民の所得については若干の前進がありますが、しかし三十九年に比べるとまた落ちておるといふ状態です。

そこで、いろいろの考へ方があると思つてすけれども、そういう中でまだ改善の状態が、県民一人当たりの所得やいろいろ出てこないのに、今度のこの一部改正を見ますと、国の補助は軒並みに率があつと下がっているわけなんです。これはもう言うまでもないのです。これはどういふわけなんです。まだまだ下げていいという条件は出ておらないのじゃないでしょうか。

○遠藤説明員 今回の計画策定にあたりましては、過去十五カ年の実施の状況等を考へまして、ある程度補助率の調整をしたわけでございます。その理由は、一つは従来復興ないし振興事業が相当推進されて、ある程度の整備ができてきたという見地から、特にほかの離島と申しま

りまして、第一類第二号 地方行政委員会議録第十号 昭和四十四年三月七日

すか、そういうもの等を見まして、特に差を設けなくともやっていたのじゃないかというふうな状態になったものもございすし、それからもう一つは、復帰直後におきましては、鹿児島県の財政事情という見地から特に手厚く高率補助を適用したというふうなものもございすので、現在の段階において、そのような点につきましては十五カ年間もやってきた現状におきましては若干の調整を加えたというものもございす。もちろん、逆にほかの補助制度との関係でもって軒並み下がっているということもございすしたが、ほかの制度との関連において特に必要あるものと認めるものにつきましては、補助率を上げたというものもないうわけではございせん。そういう全体的な見地から行なうわけではございす、特に補助率を檢討するにあたりましては、補助率の変更の及ぼす影響が、実は県に対する事業の補助の場合と、地元市町村住民に対する補助の場合とで与える影響が違ふわけではございすので、私どもとしましては、努力方針といたしましてはできるだけ地元住民、市町村の負担の増大というものは少なくするように配慮したつもりでございす。

○林委員 あなた、調整調整と言いますが、ほとんど下げることで条件を補助率の中につくってきているんじゃないですか。たとえば、いままで十分の十だったものが十分の十から十分の九だとか、あるいは十分の九から十分の八、それから道路などは十分の九から十分の六・五と、要するに調整という名を借りて、いままでよりも下限をもっと下げていいような条件、そういうものをしたのが圧倒的に今度の改正じゃないですか。ことに民生に影響を及ぼすような、たとえば文教施設あるいは環境衛生、社会福祉施設というふうなものにはそういうことになっているんじゃないですか。

○遠藤説明員 先ほども申しましたように、市町村関係につきましては、補助率につきましては極力地元負担が増高しないように配慮したつもりでございす、御存じのように小中学校につき

ましては、復興当時から非常に重点的に整備を進めまして、だいぶ進んでまいりましたので、現在の段階におきましては、この程度でも今後の、何とかいいますか、整備に支障はなからう、かような考え方でこの補助率を改定したという状況でございす。

○林委員 そこに一つの問題点があると思います。それから、やはり島民の生活の尺度といえますか、それを向上してやる、所得を改善してやるというところは奄美群島の振興の基本であつて、それは奄美に行つてみれば、アメリカの建てたりつばな、まるで目をそばだてるような学校がところどころあります。しかし、そういう中で、はだして歩いてる子供もあれば、あるいはガラス窓のない、土壁になつて居るような学校があります。だから、この奄美群島の振興というのが、ほんの一種りの道路やあるいは空港ができたからといって振興になつたとはいえないのです。どうしてこの国民の所得に比べて半分以下という島民の所得を増大させるかということがこの基本だと思ふのです。それがなくして奄美群島の真の振興はないと思ふのですけれども、これについては、これは次官ではちよつと荷が重い答弁だと思ひますが、政府の重要な政策ですが、いまいからしよるがないですが、どうお考えになりますか。

○砂田政府委員 たいへん荷の重い御質問でございす。ただ、私考を申すに、島民の所得を上げていくいろいろな手だてが、産業振興をさせるそのものに直接的なお手伝いをするという問題と、産業振興のために必要な、産業振興自体の基盤になる港湾、道路、その他の公共施設というものを対する助成と申すか、援助と申すか、これまでの十五年間というものは、私ずっと数字を見てまいりますと、やはりそういう産業基盤整備のほうに重点が置かれてきたような感じがいたします。いわば復興当時と申すか、あるいは復興計画を十年間やつたその時点でも、内地から参ります三千トン級の船の接岸できる港一つ

なく、飛行場一つなかつたという状態から、先生御承知の、今日のようなところまでは、そういういた産業基盤整備の事業はやはりある程度の実績と効果をあげてまいつております。産業そのものの振興による住民の所得の向上というのは、まさにこれからの一番の重点である、こういうふうに考えておりますので、産業基盤の整備がこつまで実を結んできた、これからは御期待をいたしたいのではないかと、私はこういうふうに考えております。

○林委員 その産業基盤の利益がだれに均するかということが私は問題だと思ふのですが、これは私のほうの結論を先に出して押しつけるつもりはありません。

○長野政府委員 大島電力と九州電力との合併が経営しておりますが、ほかに公営電力で四カ所やっております。

○林委員 そうすると、九州電力とはそれらの会社は合併しておられますか。

○長野政府委員 まだ合併いたしておりません。

○林委員 将来合併の計画はあるのですか。

○長野政府委員 かねてからこの電力問題は懸案になっておりました。いままで大島電力につきましても、電力施設の整備につとめてまいつたわけでございます。復興事業、振興事業を通じまして、電力の施設整備とか、発電量を増加するようなおきましては、まずこの公営電力が大島電力に合併するということを手がけて、その次に大島電力と九州電力との統合ということをぜひいたしたいというふうに考えて関係の方面と協議中でございす。

○林委員 そこで、電力料金、これはこまかい話で恐縮ですが、一般家庭用の電気料金と工業用の電気料金の比率はわかりますか。こまかいことでもしわからなければ、私のほうの調査を申し上げ

ますが、そうすると、電力料金が本土の電力料金と比べると、何倍になつて居るかわかりますか。それもわかりませんか。

○長野政府委員 電力料金、定額と従量制とあるわけですが、大体大島電力の場合におきまして、九州電力と比較をいたしました場合には、定額制におきまして大体七割二分くらい高い、それから、従量制でやりました場合には九割程度高い、約二倍近く電力料金が低い、こういうことになつております。

○林委員 次官、だから国民所得が本土の半分以下で、電力料金は本土の二倍では、こういう点を直さないことにはどうにもならぬことじゃないでしょうか。

それから大島つむぎについてもそうですね。やはり鹿児島県自体の企業を中心になつて、そこでも市場を操作するものだから、そのしわ寄せがいつても大島つむぎのほうにいつてしまつて、この大島つむぎの生産の統計を見ましても、やはり伸びていないですね。戦前の昭和十六年に二十三万反はいつていますけれども、まだまだ戦前のところまでいつていないという状態ですね。こういうことで、要するに本土の経済の利益が中心になつて奄美が犠牲にされるという要因が非常に多い。要するに、差別されているのですか、先ほど同僚議員から、差別されている、差別されているというお話がありました。それが非常に重要な問題点の一つだと思ひます。

それから、製糖会社についても、これもこの奄美の重要な産業の一つですけれども、自治省からいただいた資料の一二ページにあります。これらの製糖会社と大日本製糖との関係はどうなつてい

ますか、そういう資本は入つていませんか。

する一國の納税者の責任による債権ではない、つまり、納税にかかわっておるものではないという事は明らかですね。その点いかがですか。

○長野政府委員 その辺になりますと、私も御質問が非常に専門的になりました。よくわかりませんが、せんようなどころもございまして、結局国民の税金からでべき上がった意味での債権ではないと私は思います。内地本土の場合も、いわゆる見返り物資とか、見返り物資の資金を基礎にいたしました。国内の産業復興のために使ったというふうな関係のものに似た、そういうふうな債権であつたらうと思ひます。

○川崎(寛)委員 そうしますと、アメリカから譲渡された、それを日本の政府が譲り受けて、それを債権として取り立てる、こういうわけでしょう。債務者のほうとの間の話し合ひは何もないという経過ですね。そして、一般的には一括して債権として扱われておる。このことは、やはり非常に問題だと思ひます。だから、いろいろな問題がいま出てきておる、こういうふうな思ひます。だから、つまり債務者との関係、返還協定に基づいた日本政府とアメリカ政府との間の話し合ひはあつた。しかし、借り主である債務者との間の問題は、そういうことになるわけですね。

それじゃ、ここで私は結論にいきましょ。議論をしていきますと長くなりますから結論を言いますが、いろいろと措置をされるという。生活保護者程度とか段階を設けて、弁済についても免除等の措置をいろいろ検討されるということがここで答弁されているというふうな聞いておるわけです。私は直接聞いておりませんが、聞いております。

そこで問題は、いま言ったそういう性格からするならば、返済について、本来は延滞利子を免除すべきだと思ひます。延滞利子については、これは絶対免除ということが出てしかるべきなんです。どうですか。

○長野政府委員 債権者のほうだけがお互いに債権譲渡をしただけで、債務者は知らなかつたじゃ

ないかというお話でございませうけれども、実は債務者は知つておるわけですね。それは知つておるから、たとえはガリオア物資代については、債権確認時にクレームの申し立てがある。それから、当然移転するということで、法律上は通告の必要がないというふうに解されておることは、大阪の地裁の判決も出ておるわけでありませうけれども、事実問題としておきましては、債権確認時に債務者に通告をいたしておられます。これは当然大蔵省のほうでいたしておられます。それから、基金に移りましたときには、基金から三十一年の四月に通告が行なわれております。ですから、その点ではこれはあまりあれでございませうけれども、債務者が知らなかつたということではないと思ひます。

ただ、延滞利息の関係であります。それだから延滞利息はというお話でございませうが、これはガリオア物資代には関係がなくて、例の復金の貸し付け金、これは復金のころに貸し付けました約束契約がございまして、それに五分、六分、七分という三種類の利息があるのであります。期限内に払わないというふうな場合には、履行期限を延滞いたしました場合には二倍の延滞利息をつけるということがあります。そこで延滞利息がつく。ですから、形式論になりますと、延滞利息も当然つくという約束になっておるわけですね。ただ、現実の問題あるいはその後の状況その他を考慮しました場合に、最初は債務者が二千人ぐらゐあつた。現在は千人ぐらゐになっておる。つまり完済をされた人が千人、延滞利息だけがまだ払つてないというお方が、その中で五百人ばかりあるわけですね。元本がまだ未払いという方が五百人ぐらゐ、こういうことでございまして、どういいますか、全体の均衡の問題もございませう。それから事実問題として、徴収したものは群馬の産業の振興あるいは民生の安定に還元していくということもございませうので、その点と、それから実際の実態とを考慮しなければいけない。かつまた、そういう意味で振興法にも第十条の三に九項というの

がございまして、そういう債権についての債務者の

の履行が著しく困難となつた場合には、やはり十分考へることができると規定もあるわけですね。形式論はいま申ししたとおりでございませうけれども、実態の問題といたしまして、やはりいろいろ均衡その他もありませうけれども、債務者の実態から考へて考慮するということは、しかるべき適切な考慮は払ふべきじゃなからうかというふうに考へておられます。

○川崎(寛)委員 次に、その債権を引き継いで、三十年の九月に奄美群島信用保証協会ができました。このときには、信用補完だけを事業内容にしておりました。それが三十四年の復興信用基金に編成がえをしましてから事業融資ということが行なわれるようになりました。これは自治省が直接監督ということになるのですか。大蔵省の指導になるわけですか。

そこで、先ほど林委員からも、所得水準が四七・七%だというお話もありました。それらは第一次の復興計画以来、これまでの復興計画なり、それから十カ年計画、振興計画という計画全体を一へん徹底的に洗ひ必要があると思ひます。これは私が非常に関心を持ちます。これは本土の鹿児島です、参議院選挙のときもかわりにしよつちゅう立ち会い演説等にも行つておられますから、現地もある程度回つておるわけですね。そうしますと、この復興信用保証協会は最初信用補完だけだつた。それがあと事業になるわけですが、なぜ最初から一先ほどの林委員の質問に対する政府委員の御答弁に、薩摩以来蓄積がな

から、この点を少し詰めておきたいと思ひます。その点はなぜ二段に分けたか。

○長野政府委員 そのころの事情につきまして、確かにお尋ねのようなどころがございませうが、ちよつとはっきりいたしませんけれども、当時は、いわゆる承継債権はまた承継債権そのものでございまして、回収とかそういうことにまでは一つも入つてないというふうなことで、それから、何と申しましたも、資金ワクその他につきましても、そういう意味での制約が非常にありました。そういう上、しかししりあえず奄美のお役に立てる方向として何かないかといへば、まあ信用保証業務としてなら相当活用できるといふようなことで、まずそこからやつていこうということになつたのではないかと思ひます。

○川崎(寛)委員 そうすると、第一次復興計画に返りまして、先ほどの指摘の点にもかかつてくるのだけれども、昭和九十一一年の国民生活水準というものに基本を置いた、そして年度計画でできたわけですね。ところが、第一次で終わらぬで二次までかかつたわけですね。十カ年でようやくここまで行つた。そのことがもう出発点においてです。今日の四七・七%ということ招来をすることになる原因があるわけですね。そこで、つまりこういう非常に離れた、分離されておつたところの地域というのに対しての国の統治行為の結果受けておつた住民の被害、それを直していくということについて、九十一一年のそのことを計画はすつと固執しているわけですね。だから、何%達成率、何%達成率と、いふことでも、それでは九十一一年のその水準に持つていくことが計画なんです。本土側の国の経済が成長していくという目標に入らぬわけですね。そのことがやはりこういう結果になつてきた。私はこれをどういふことと言いません。その点は、現在から振り返つてみて、この立て方は間違つていた、こゝ思ひますが、その点、計画の立て方、復興のしかた、つまり本土側の経済成長率というものをに入れて、それは当然に修正をしていく、その点についての根本的な反省

○砂田政府委員 保岡先生と始終お話しをしておりながら、どうも奄美の衆議院選挙に立ち会い演説がないというのを私は私がかつにも知りませんが、いま初めて伺ったのでありますが、重大な問題でありますので、ひとつ前向きに検討させていただきますかと思っております。

○川崎(寛)委員 終わります。

○大石(八)委員 長代理 太田一夫君。

○太田委員 なるべく短い時間にしたしたいと思います。

いろいろ同僚議員等からお尋ねされました、奄美の新しい振興計画というのには実はたいへんな内容を持っておることを痛感したのですが、そこで具体的な問題をひとつお尋ねをして、ほんとうに偽らざる方向を明らかにしてもらいたい。

それは、林業に対する今度の新たな復興計画は、事業費およそ十九億七千三百万円、そのような大型の事業費計画をもちまして、そうして林業に対する振興をやるというのであります。すなわち、十五方年計画において二十四億円の事業費を投下されておられますから、合わせまして四十五億程度が林業開発等振興のために費やされたことになる。しかも林業の開発人口というものは、御報告書によりまして六百三十一人、全郡民に占めるパーセンテージ〇・八とある。どうしてそういうわずかの〇・八に対してそのような膨大な資金が投ぜられるのか、その論理をお尋ねしたい。

○長野政府委員 林業につきましては、林業を専業としております人口は、お話しのとおり非常に少ないのでございますが、奄美の林業というのは特殊な用材、たとえば鉄道のまくら木等に使用しますような用材も古来からいふあるようでございます。最近は何と申しますか、パルプ用材のチップにいたす——たとえば大和村とか宇検村というところがございますが、そういうところは公有林が非常に多うございまして、それが雑木林でございます。その雑木林をパルプ用材のチップと申しますか、そういうものとして一応

切りました、そのあとにいわゆる琉球松を植えたい。琉球松の栽培というものがまた市町村の財政の基礎あるいはそういう意味の所得の増大に非常に役に立つというふうなことで、林種転換と申しますか、そういうことをやっておるのでございます。したがって、それと相関連しておりますので、今後の問題としてやはり林業の振興、開発ということは必要じゃないかと考えております。

○太田委員 それは特殊用材があるからとおっしゃったのですが、奄美の山というのは、私は実際調べたわけじゃありませんけれども、特定の資本家が所有しておるものがその木はえておる山でしよう。それを御存じなんでしょうか。島民の経済の振興というんじやなくして、特定の人の経済の振興にだけおつてそれが使われていくのではないか。それはお調べになっていらつしやいますか。

○長野政府委員 奄美群島におきますところの森林の面積は全体で七万四千三百三十六ヘクタールというふうになっておられて、その中に、県有林が千七百八十三ヘクタール、市町村有林が二万六千三百二十一ヘクタールで、私有林が全体の半分以上を占めておられます。

お話し、この私有林の中に特定の山持ちがあるんじやないかというお話でございますが、私も特定の山持ちがおるといふ話は聞いております。

○太田委員 それでどうですか。それでいいのですか。

○長野政府委員 特定の山持ちのために利益をはかっているというふうなことではないかというお尋ねかと思っておりますが、私もはそういうこととしてものを考えておるわけではございませんで、やはりチップ材とか特殊な用材とかそれから琉球松に對する振換とかいふようなことは——琉球松は林間放牧というふうなこともできるやうでございます。そういう意味で大和村とか宇検村では非常に力を入れておる問題であります。そういうもの

のも全体と関連いたしましたして、林道の開発あるいは造林促進の対策をやはり続けてやつてまいりたい、こう考えております。特に大島本島は耕地が非常に少のうございまして、山地と申しますか、山が非常に多いところでございまして、特に一人当たりの農耕地の面積も非常に少のうございまして、大和、宇検、住用村などという村々は山ばかりと言つてもいいやうなところでございまして。そういうところの林道あるいは林種の転換とか用材の開発とかいふことは、奥地でございますが、たいへん必要なことじゃないかと思つております。

○太田委員 私は、いまの十五年間二十四億円、さらに五方年間十九億円というのはいくらにも多過ぎる、しかもいまの民有林を持つ特定の山持ち、いわば山持ちといわれる人のためにはかゝるんではないとおつしやつたから、その人のためにはかゝつてなければいけません。民生向上のために、島民の経済発展のためになるというなら、木を植えるとかなんとかいふことはすぐに金になるわけじゃありませんから、とやかくのことは申しませんが、それでも、どうもそういううわさといふものはいくらもありません。特定の山持ちのために相はかつたものではないうわさといふことはあなたの方で確言できますか。約束できますか。

○長野政府委員 特定の山持ちのためにはかゝつたというつもりはもちろんです。琉球松は二十年くらいで木になれるやうにございまして、そういう意味で新しい林種転換といふのがいま私も非常に進んでおるやうに聞いております。私もどもが行ってまいりましたときには、琉球松はすいぶん普及をいたしておりました。それが今後奄美の林産を進める、あるいは所得を増す上では非常にいいことじゃないかと思つておられます。

○太田委員 私が言いますのは、わずか六百三十一人しか林業関係の従事者がいないという、人口比〇・八、そこに何だかんだで四十五億の投資は

多過ぎるといふのです。幾ら考えたとつて、先行投資にしては多過ぎるじやありませんか。どれだけいままで島民の経済を潤しましたか。これは全然統計が報告されておられません。そこで、それではちよつと伺いますが、林道そのものといふものは、一体どういふ人に工事を請け負わせておられますか。

○長野政府委員 林道は、事業主体はおおむね市町村でございます。市町村といたしましては、地元建設業者に請け負わせていると思つております。

○太田委員 私は、その開発といふのはとかく資金というものが潤沢でありますから、そういう建設事業とかいふようなものには、非常に多くの利益の深い者がたかり寄つてくるものと考えておるわけですね。それに対する、あなたの方のチェックする監査機構といふのは完備しておるのかどうか。むだ金になつておるといふことは、私はいへんかと思つておるのじゃないか。

○長野政府委員 こういふ事業の施設につきましては、それだけ投資をするわけではございませんから、その意味で事業の実施は非常に厳格に、正しい筋道を通つたやうなやり方で行なうべきならば、これは当然であります。この点につきましては、市、町、村、県、国——国としては会計検査院がしばしば現地におもむきまして検査をしております。現にその検査院の検査の結果、指摘を受けたこともございます。

○太田委員 それじや具体的に聞きますが、奄美島民の所得といふのは、大体において本土の平均の半分だといふお答えでありました。したがつて、工事単価といふのは安いですね。

○長野政府委員 工事単価は必ずしも安いようには聞いておりません。

○太田委員 その理由と、実情について御存じの点がありましたら、どうして高いのかということをお説明いただきたい。

○長野政府委員 私も詳しいことは知りませんが、建設省の統一単価といふものがありますことと、それから資材等につきましては、なお現地で

調達できるものばかりでございませぬ。セメント等は全部こちらから輸入しては語弊がありますけれども、輸入するわけにございまして、そういうものには運賃等が加算をされますので、工事単価としてはむしろ相当高いものにつくというふう聞いております。

○太田委員 聞いています。あなたの方ほうはこの新五カ年計画というものを、大体ここで素案が発表されているわけにございませぬ。これは素案でございませぬ。これを見ますと、林業を、私は何も山に木を植えるということを目のかたきにしては、いままでの林業開発費は、道をつくるほうに相当つき込まれて、と思ふのです。林道の建設費に。そうすると、それはあなたのように、セメントが高いから本土の工事は高い高いというところは言いわけにならぬじゃないですか。実際はほとんど人夫賃というものが中心でしょう。一人を幾らで計算されているか。本土と同じ水準であるのか。建設省の標準単価で計算して請け負わしているのか。現実には幾ら払っているのか、そういうことをお調べになつたことがありませんか。

○長野政府委員 工事費の労賃の単価等につきましては、いまここに詳細な資料の持ち合わせがございませぬので、後ほど資料を調べて御報告申し上げますが、先ほど申し上げましたのは工事一般について申し上げたわけにございませぬが、要するに資材とかそういうものにつきましたは、むしろ一般的にいえば割り高につくということを申し上げたわけにございませぬ。

○太田委員 林道というよりなものをつくるときに、セメントが高いから本土より割り高というあなたの説明、これは一般工事としておっしゃったとすれば訂正して聞いてもけっこうですけれども、おかしいのです。だから、あなたたちは、新たに五カ年計画で二百四十八億も投じようというのに、積算の基礎であるところのそういう問題にメスが入れられておられない。どうして島民の生活

がよくならないのかという点についてメスが加えられておられない。これじゃ二百四十八億というの、われわれはああけつこうでございませぬと言えますか。どうでしょう。

○長野政府委員 予算につきましては、これは建設省の統一単価で積算をいたしましたはじいた数字でございませぬので、その上でなければ国の予算としましてはでき上がらぬというふうになっておりますので、御了承を願えるんじゃないかと思ふのであります。

林道につきましては、これは特に本島につきましては、林道は森林資源の開発という面もございませぬが、島内の交通——むしろ交通が非常に便の悪いところもございまして、そういう意味で、この循環道路あるいはそれに接続する道路という意味も非常に持つておる。私も、そういう交通路の確保という意味でも非常に重要だと考えて、林道には相当力を入れてまいりました。そういう事情もあわせて御了解いただければと思ふのでございませぬ。

○太田委員 それ山間地の交通の大事なサービスになっておると思ふのです。林道というのはどこでもそうなんです。だから林道そのものは私も否定しない。けれども、二百四十八億新たに投じようというときに、あなたのほうの積算の基礎である単価というものが、たとえば労務賃などに至っては建設省の統一単価ではじいたんだということは無責任じゃないかと言ふのです。それだつたら、これだけのものが、公共的な工事が行なわれておるとするならば、少なくとも島民の所得といたつたのはもっと大幅に上がつてくるはずですよ。十五年間に、やはり安い単価しか払われておらないんじゃないやありませんか。

○長野政府委員 人口の就業比におきましては、過去から比べますと、建設事業等につきまして、非常に人口の就業割合というものが伸びております。そういうことはお話しのとおり、公共事業によりまして、その建設事業が非常に多く行なわれ

ることによりまして、そういうところの就業者がふえたということに直接的な影響を相当与えたりと思ひます。

この二百四十八億全体の問題でございませぬが、これにつきましては、いま申し上げましたように、それぞれの地域ごとにきめられておられますので、統一単価を使つて積算をしておりますので、全国一本というわけではないようでありませぬけれども、その地域地域に応じた建設省のつくりました統一単価によつて積算をしております。

○太田委員 統一単価ならセメントは特別割り高じゃないでしよう。統一単価でやつたというのはいま労働単価じゃないのだから、セメントが特別高いから工事費が高くなるというふうなことはないでしよう。統一単価だから変わらないのじゃないですか。

○長野政府委員 どうもその辺になりますと私もよくわかりませぬ。正直申し上げてわかりませぬが、地域によつて資材費その他についてもいろいろの基準があるようございませぬから、そういう意味で積算をしておるということになります。たとえは非常な離島、僻地でございませぬと、一定の割合を増していくということも考えられておるようございませぬ。そういう意味でなるべく実態に合うように考えられておると思ひます。予算とそれから実際の工事費との関係ではびたつと適合するののとき、同じ島でありませぬと、その点はそれらを出てくるわけでありませぬ、そういう意味では一般のほかの場所と比べては割り高になるということが言えるようであります。

○太田委員 私は復興計画ですからすみやかにやつてほしいと思ふ。そうすれば人夫は引っぱりだかです。そういうことになるならば高い人夫賃でいいじゃないやありませんか。何もそんなことを私は否定するわけではない。本土並みの賃金というものを支給する、それは工賃単価として積算されていいと思ふ。セメントが高いなら、鉄材が

高いならその高いものが加算されてけつこうだ。同時に運搬費も、それは不便なところでしょうから当然高いでしょう。適正利潤もいいてしよう。しかしそれをチェックしてありますかということ聞いておるわけですね。これはたまたま林道のほうで聞いておられますけれども、ほかの公共工事にすればしくたくさん投下されておるでしよう。いままでも投下されておる。これからは投下されようとしておる。たとえば道路、橋梁等はいままで五十七億投せられ、さらに三十七億投せられておる。百億近い金がかかつてます。そういうところの積算の基礎というのに対してメスを入れておかないと、せつかくこの復興計画がどうやら一向こうは非常にシロアリが多いやうでありますけれども、シロアリによって食い荒されるということになつたらたいへんだ。その辺を心配するのです。それをチェックでございませぬ、監査でございませぬかということをお尋ねしておつたのですが、単に統一単価でやつたということも私にはわからぬわけじゃないのです。方便として、目標ですからわからぬわけではありませぬけれども、もう少しきびしくいいていいんじゃないやうか、単価そのものに、いかがですか。

○長野政府委員 どうもおつしやることによく私はわからないのでありますけれども、予算の積算は非常にきびしくできております。それから予算の執行につきましても、ここではただ総額で表示してありますけれども、予算の執行は通常の公共事業の実施と同じ手続によりまして執行するわけにございませぬ。それぞれがチェックするところではチェックするということをやつておるわけにございませぬ。

○太田委員 それは信じませぬ。それでは一つだけほんとうに具体的に答えてください。道路工事の労務賃は一人一日幾らですか。

○長野政府委員 具体的な設計図を見ればわかりますけれども、現実はその点につきましてはたまたまここに資料を持ち合わせておりませぬので、

手抜きかりですね。

○長野政府委員 大島つむぎにつきました協同組合を通じて全部販売とかそういうことをやったらいいじゃないかといういまのお話ですが、現在協同組合としてやっておりますのは、この前も申し上げましたが、そこまで実はいっておりません。品質の維持のための検査が中心になっておるようございまして、協同組合としてはそういう方式を非常に望んでおるようございまして、生産者の間でその一致した歩調がなかなかとりにくいという事情があるようございませぬ。今後、おつしやいますような方向で体制が強化されることは、私どもは非常にいいことだと思ひます。

○太田委員 それじゃ念を押しますが、私はきょうこの程度でとめますが、三つの問題点だけにしておきます。

今後、いまの実態を調べ、そしてその請負賃金の中に占める労務費の現状というものを、これは過去のものを一応参考としていただき、今後この中にある積算の基礎というは本土並みでございませぬ、建設省の統一労賃です、統一レートですといふことをあなたのはが保証してくださいませぬか。桑園とかいわば養蚕業の振興は必ずその中に、どこか変えてでもやりますといふことを明言してくださるか。つむぎの販売については二度とそういう詐欺にかからないように、生産者の手取りがたたかれないように、必ず生産、販売の協同組合をつくって、その流通販賣機構に対して一応の前進をするように指導することを約束してくださいませぬか。そういう点について私は明確な御答弁を承っておきたいのです。

○長野政府委員 この予算の積算におきますところの労務費その他の事業の積算でございませぬが、これは奄美だけ特別に安くするとか、そういうようなことで考えておるわけではございませぬ。要するに、そういう意味では建設省の地域別の統一単価で計上いたしておりますが、それから養蚕の関係のことでございますが、島

民の中でそういう養蚕を近代化して盛大にやりたいという意欲が出てきます場合にございましては、私どもも振興事業の中にそれを十分取り入れて積極的に伸ばすようにやっていたいと思ひます。つむぎの問題につきましても、そういう流通機構の整備というものについて今後力を入れろというお話のように全体として承りますが、私どもも県と共同いたしまして振興事業を通じてできるだけのことはぜひ御趣旨に沿ってやっていたいと思ひます。

○太田委員 長野局長の御答弁はわからないではない。あとの二つはよくわかりましたが、労務費の統一標準価格というものは、積算の基礎としてそれを使っておるというふうに考えられてしよるが、私いままのお話の中でも、実効賃金としてお支払いなさいませぬか。

○長野政府委員 これは労賃をこれだけ必ず入れろ入れるなという議論になりますとかなりむずかしい問題になると思ひます。これは失対事業とかそういう問題でございませぬ、一つのあれがございましておるわけでありませぬ、これは入札でございませぬ、労務者を何人使すが、その単価はどうであるかというふうなことにございましては、競争入札の結果出てくる問題だと私は思ひます。

○太田委員 競争入札の結果出てきた労務賃を見て、統一価格よりも安かったら事業費そのものは圧縮されてきますね。それから同時に、実際は統一価格があなたの手のうちがわかり過ぎておるから、入札の価格がわかり過ぎておるじゃありませんか。これは競争入札とは書いてないじゃないですか、そういうことなら、およそ入札ということになれば、談合ということ考えれば別として、談合がないものとして見るならば、できるだけ頭をしぼって、そして安い値段で落札をはかるのが常識ですが、予算がこれだけあるならこれだけ取っておこう、払うほうはどうせみんな所得が少ないのだから、サトウキビつくって何だつて安いのだから、労務賃もこの程度だということ、本土の何割というふうな賃金が払われてい

く。とするならば、それは不当な単価ということになりますね、請負単価というものが、請負事業費というものに問題が起きてくるわけです。このところを、私は何もあなたのほうがお支払いになるわけじゃないから、あなたが支払うということとは言わないけれども、そういう点においても、不当に高い復興資金を出して実際は島民が何もうからなくて、中間だけでもおろかしてしまふということを私は非常におそれるわけです。それは監査権というものはどうなっておるか知りませぬけれども、これは僻地でも山村でもそうですが、とかくそういうところというのはすぐそばに土木事務所があつたつて、完全な竣工検査はできないで、ましてや、奄美はそう嚴重にやれるといふふうにも思ひませぬし、ことに場合によつては急がなければならぬですから、五カ年間にこれだけ使つておれば、寛大だろふと思つておるのです。だから労務賃においては本土並みに払われるものなりとわれわれが理解し、政府の復興計画を立案なさつた皆さん方もその理解しておると理解してよろしいのか。

○長野政府委員 どうも先生のおっしゃる意味が私は正直申し上げてよくわかりませぬ。と申しますことは、予算は予算で通常一般の積算でいたすわけでございます。それから工事につきましては一応の見積もり予定価格というものはございませぬ。それもそういう積算があるわけでございますけれども、それに対して、工事の種類もありませんが、入札に付するということございまして、そういうその額が幾らということ、最低入札者なら最低入札者、これは契約のときにちゃんとどういう仕組みでございませぬかとございましておるから、最低価格の者と契約するならば契約をする。それで仕事のでき上がりというものが、請負ではございませぬが、注文どおりのものができらるかできないかでございます。したがって、予算が百万円ということでありました場合に、入札価格が九十万円であれば、私どもは百万円払うはすがございませぬ。九十万円しか払わないので

ございませぬ。そうしますと、あとの十万円は予算の残として残りますか、あるいはその事業をさらに十万円分伸ばすという方向で使いますか、そういうことになるわけでございます。そうしてその工事を請け負いました者の中で労賃が幾らになつておるかという問題になりますと、これはそれだけの労働需給の関係によりましておよそ値打ちというものはございましていくということになるわけでありまして、それを幾らにしなければならぬというふうなことで、奄美の工事だけは特にそういう注文をいたせという御注文がございませぬれば、今後の新しい問題として承らなければいけないと思ひます。私は、奄美もよも同じように、公共事業とかこういう工事をいたすときには同じような仕組みでいたしておるということ御理解いただかないといふ方ないと思ひます。そうしてまた、奄美群島でも失業対策事業その他あるわけございませぬから、もし不当に賃金が安いかかんとかいうことになりませぬれば、そういうものに入夫として応じていく人はいないということになることも当然だろふと思つておるであります。

そこで、何か、百万円で請け負つたのに請負業者が九十万円ということ十万円かすめやしないかということでありませぬ、そういうことは、入札をますます適正にいたさなければならぬと思ひますけれども、そういう事業の執行なり契約の締結というものを一般の事業と同じように厳正に行なつていく、これは必要でございませぬが、そこから先のこととは一般の事業と同じように考えておるは、特に奄美についてだけは、本土並みの労賃を必ず確保するように注文をいたせということございませぬ、これは別個の新しいお話として承つて検討しなければならぬ、こういうことになるだろふと思つておるであります。

○太田委員 私は百万円のものに九十万円で落札することの議論をしておるわけじゃない。それは九十万円やろふと、百万円の予算のやつが百十万円になるかもしれませぬが、それは落札した価

格でけつこうです。ただ私が申し上げておりますのは、こちらのほうでは、人夫賃というものは本土並みの単価を積算にお使いになつていらつしやるが、ほんとうに奄美の労働者は本土並みに受け取つておりますかということを聞いています。それは同じ値段にしておいて、実際には猛烈に安い単価で払つておるとするならば、やはりそういう見積もりというのはいけませんで、正しくないでしょう。一人二千元としておいて、払うほうは千円だったときに、いかがですか。

○長野政府委員 予算の積算につきましては統一単価を使いますが、実際の工事に出しますときには、それぞれの工事ごとに、契約に付します。こちら側として予定価格というものは一応予定をいたしておきます。そうして請負業者に対して入札をさせます。その、こちらで見積もりするときの単価としては、お話しのような単価をやはりそういう労賃その他については使つておる場合もございます。その、場所におけるそのときの労賃はもつと高いということもございまいし、あるいは安くはいけるはずだということもあるかもしれません。そういうことで予定価格ができておきますから、これはだれにも見せませんが、入札したあとで予定価格を開いてみまして、そうしてそれとどうかということを標準にしながらい札者をきめていく、こういうことになるわけでございます。それから先というものは、今度は現実にそうやってでき上がりしました契約の中で、実際に請負業者が人夫なり労賃として一人当たりその場所における一日の労賃というものを幾ら払ったかという事実の問題になります。これは具体的な個所につきまして事業の実績を調べまして御報告申し上げることにさせていただきます。と思います。

○太田委員 そこなんです。見積もり書というのは、私は克明に詳しいに点検されなければいけないと思つておられます。検討されて適正なこれは見積もりであるというところがなくちゃならぬと思つておられます。見積もり価格が安いからいいという

わけにいかぬですね。ですから単に安いというだけではないかと思つて、見積もり書の点検、検討なさる場合に、労務賃の項というのはどうなつておるか、たとえば本土並みの単価が計上されておるのに、実際は本土並みなんかもらつておる人は一人もないんだ、五割か六割しかもらつておらないという事になれば、労務賃をさらに引き下げて安い見積もり価格に変えていくべきである。もし普通に通に払うから高いという事ならば、セメント代が高いから高くなるでいいじゃないですか。そのことこの公正な請負工事の遂行を私は望んでおるわけでございます。そのためにあまり労務賃をたたいしてしまつて、貧乏だから幾らでも来るだろうという事で、外に出かせぎに行くことのできない人たちらをむやみやたらに低賃金でたたくことはいけません、この思想から出しておるわけです。ですからいままでの労務賃は幾らか、いままで幾らでやってきたのか、奄美復興計画に使われた幾多の工事の労務賃は一人一日幾らであったか、これは実際のものをもつとお示しいただきたいのです。終わります。

○鹿野委員長 この際委員長からちよつと発言しておきます。本日まで審議されました奄美群島振興法改正案については、各委員から熱心に論議されたことについては、大いに意義があることと思つておられます。ことに所得が少ないのに物価が高いというよう現象を中心として、現地にあってはいろいろの矛盾があると思われようなことから、保岡委員、小淵委員、その他社会党、民社党、公明党、共産党の各委員からの建設的な発言があつたものと思つておられます。ことに保岡委員の発言中、いまのことだけに手をつけることなく、五年先、十年先のことを考えた施策が講ぜられるべきであるという、この発言はまことに重大であつて、私も全く同感を覚えるものがございます。

どうぞ自治省にあつては、大臣、次官、局長、その他非常なる人材がそろつておるこの際でございますから、こうしたこと十分御認識を持つて

いただいて、この法案がきまつた後においても休むことなく、前向きな施策が積極的に講ぜられるように、委員長として十分要望しておきます。よろしくお願ひします。

次回は来たる十一日火曜日、午前十時から理事会、十時三十分から委員会を開会することといたし、本日は、これにて散会いたします。
午後一時五十七分散会